

令和6年8月から

介護保険施設を利用したときの 居住費等の基準費用額が変わります

施設を利用したサービスで支払う居住費等、食費には基準になる額（基準費用額）が決められています。近年の光熱水費の高騰に対応して、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点などから、居住費等の基準費用額が変わります（食費の基準費用額は変わりません）。

また、これに伴って、居住費等の負担限度額も変わります（第1段階で多床室利用の場合は変わりません）。

■ 基準費用額（1日につき）

	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室		多床室		食費
			介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 介護老人生活介護	介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 介護老人生活介護	
令和6年 7月まで	2,006円	1,668円	1,668円	1,171円	377円	855円	1,445円
令和6年 8月から	2,066円	1,728円	1,728円	1,231円	437円	915円	

■ 居住費等の負担限度額（1日につき）

利用者負担段階	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室		多床室	食費		
			介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 介護老人生活介護		施設 サービス	短期入所 サービス	
第1 段階	生活保護受給者等	820円	490円	490円	320円	0円	300円	300円
	高齢福祉年金受給者	880円	550円	550円	380円			
第2 段階	世帯全員が住民税非課税 課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	820円	490円	490円	420円	370円	390円	600円
		880円	550円	550円	480円			
第3 段階 ①	課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円	650円	1,000円
		1,370円	1,370円	1,370円	880円			
第3 段階 ②	課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円	1,360円	1,300円
		1,370円	1,370円	1,370円	880円			

次の①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等の支給対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が下記の金額を超える場合
 第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円 第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円
 第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円 第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円
 ※40～64歳の第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円

その他、第9期中に次の改定が予定されています ▶ 令和7年8月から、介護老人保健施設の「その他型」及び「療養型」、介護医療院の「Ⅱ型」において、月額8,000円相当の多床室の室料負担が導入されます。
 ※低所得の人には、利用者負担が増加しないよう給付が行われます。

介護保険制度 改正の お知らせ

令和
6
年度



改正のポイント

令和6年4月から

- 介護保険料が変わりました
- 介護報酬が改定されました（一部のサービスは6月から改定）
- 介護予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました
- 福祉用具貸与の対象用具のうち一部について、利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました

令和6年8月から

- 介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わります

介護保険料が変わりました

令和6年度から令和8年度までの介護保険料については、今後3年間の介護保険給付費等の見込額をもとに下記のように算定しています。

なお、所得の低い人に対しては、引き続き負担軽減が図られています。

保険料は基準額をもとに決められます

$$\text{基準額 (月額)} = \frac{\text{草津市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分}}{\text{草津市の65歳以上の人数}} \div 12\text{か月}$$



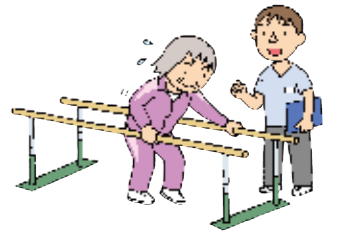
所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下の人	0.285 [※]	22,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円を超え120万円以下の人	0.485 [※]	37,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額120万円を超える人	0.685 [※]	53,400円
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下の人	0.9	70,200円
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円を超える人	1.0	78,000円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円未満の人	1.2	93,600円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円以上210万円未満の人	1.3	101,400円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額210万円以上320万円未満の人	1.5	117,000円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額320万円以上420万円未満の人	1.7	132,600円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額420万円以上520万円未満の人	1.9	148,200円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額520万円以上620万円未満の人	2.1	163,800円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額620万円以上720万円未満の人	2.3	179,400円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額720万円以上の人	2.4	187,200円

※低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして第1段階から第3段階の基準額に対する割合は公費負担が行われることにより、次のとおり軽減されています。
第1段階 0.455→0.285 第2段階 0.685→0.485 第3段階 0.69→0.685

介護報酬が改定されました(一部のサービスは6月に改定)

介護報酬の改定で介護保険サービスにかかる費用が変わったため、サービスを利用したときに支払う利用者負担も変わります。

ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導については、6月に介護報酬が改定されます(介護予防サービスも同様です)。



介護予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました

これまでの地域包括支援センターに加えて、市区町村から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも、介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。

※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、引き続き地域包括支援センターに依頼します。



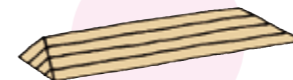
福祉用具貸与の対象用具のうち一部は、利用方法(借りる、または購入する)を選択できるようになりました

福祉用具貸与での利用が長期間になる場合は、借りて利用するより購入した方が金額を抑えられることがあります。このような場合などに、利用方法(借りる、または購入する)を選択することができます。

購入する場合は、特定福祉用具販売の扱いとなり、一年間(4月1日～翌年3月31日)で10万円を上限に、利用者負担分を除いた購入費が介護保険から給付されます。

選択の対象となる福祉用具は、要介護度にかかわらず次のとおりです。

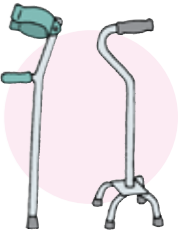
○固定用スロープ



○歩行器(歩行車を除く)



○単点杖(松葉杖を除く)と多点杖



利用方法の選択は、利用者が決めることができます。

福祉用具専門相談員またはケアマネジャーは、利用者が選択できることについて十分説明し、選択にあたって必要な情報の提供および医師等の意見や利用者の身体状況等をふまえた提案を行うことになっています。